

令和4年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会
次 第

日 時 令和4年11月17日(木)
午後2時00分～午後4時
場 所 平塚市役所本館4階 410会議室


1 開 会

2 議 題

(1) 仮係数に基づく令和5年度の国保事業費納付金・標準保険税率について

(2) その他

3 閉 会



令和4年度 第2回平塚市国民健康保険 運営協議会

令和4年11月17日(木)
平塚市健康・こども部保険年金課



次第

1 開会

2 議題

**(1) 仮係数に基づく令和5年度の国保事業費納付金・
標準保険税率について**

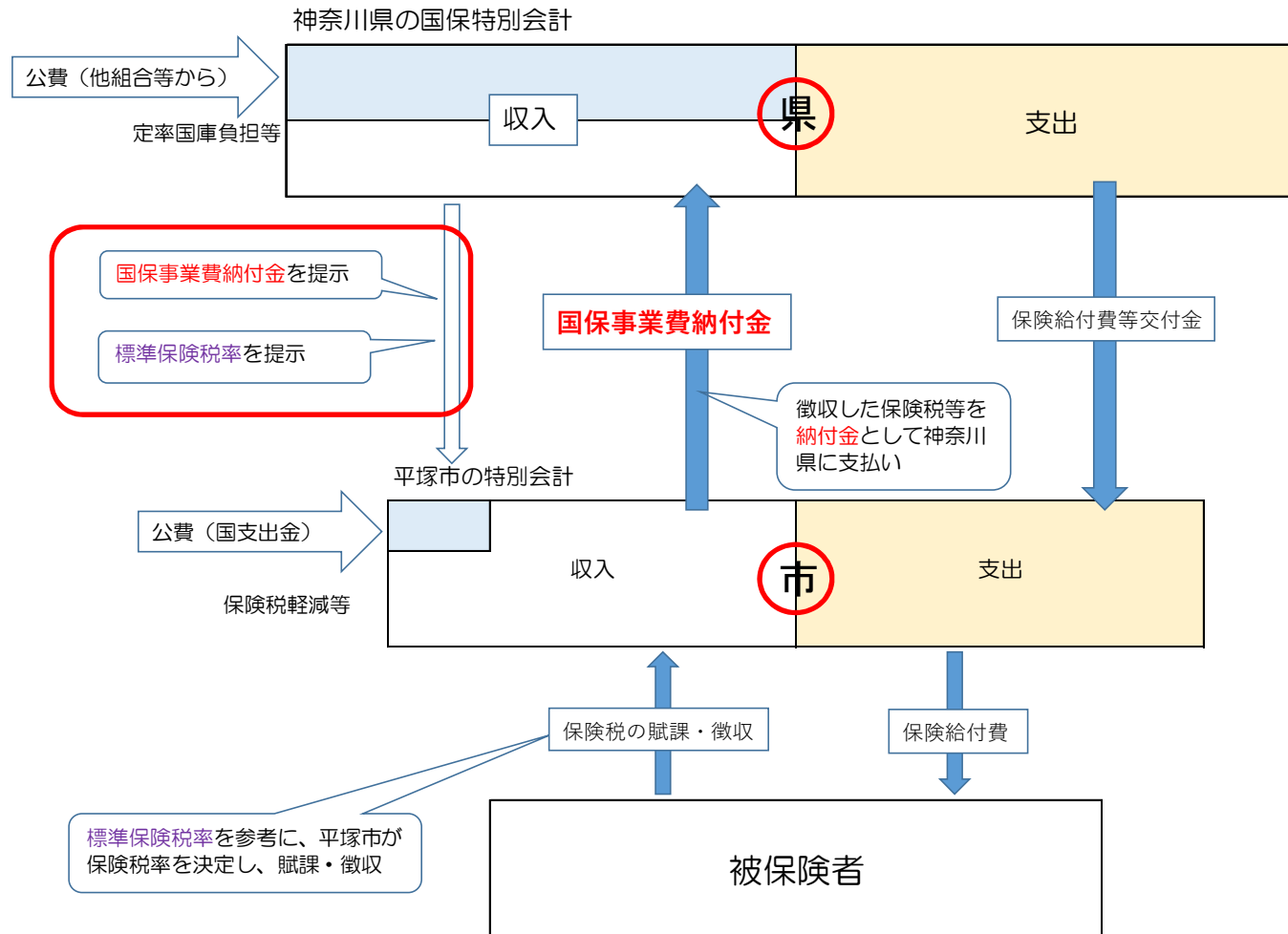
(2) その他

3 閉会

1 スケジュール(予定)

2022年	11月初旬	仮係数に基づく国保事業費納付金と標準税率の提示
	11月17日	第2回平塚市国民健康保険運営協議会 仮係数に基づく令和5年度国保事業費納付金・標準保険税率について説明
	11月下旬	令和5年度予算案と税率案の作成
2023年	1月初旬	確定係数に基づく国保事業費納付金と標準税率の提示 委員の皆様へ資料の送付(予算案、税率案)
	1月19日	第3回平塚市国民健康保険運営協議会 予算案の説明、税率について承認
	2月	市議会定例会に議案上程

国保財政のイメージ図



2 国保事業費納付金と標準保険税率の提示

令和5年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算編成の基礎の一つとなる、仮係数に基づいた

国保事業費納付金

標準保険税率

が神奈川県から示されました。



仮係数に基づいた国保事業費納付金・標準保険税率を基に、保険税率などを決定し、令和5年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算案を編成します。

『参考』

国民健康保険税では、主に医療費にあてられる医療分のほかに、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支援するための負担分（後期支援分）も徴収しています。

また、国民健康保険に加入している介護保険の第2号被保険者からは、介護保険料（介護分）も徴収されています。

そのため、国保事業費納付金や国民健康保険税は、次の三つの区分で構成されています。

医療分 ••• 病気やケガをしたときの医療費の財源

後期支援分 ••• 後期高齢者医療制度を支えるための財源

介護分 ••• 介護保険制度を支えるための財源
 (40~64歳の被保険者のみ)

3 国保事業費納付金について

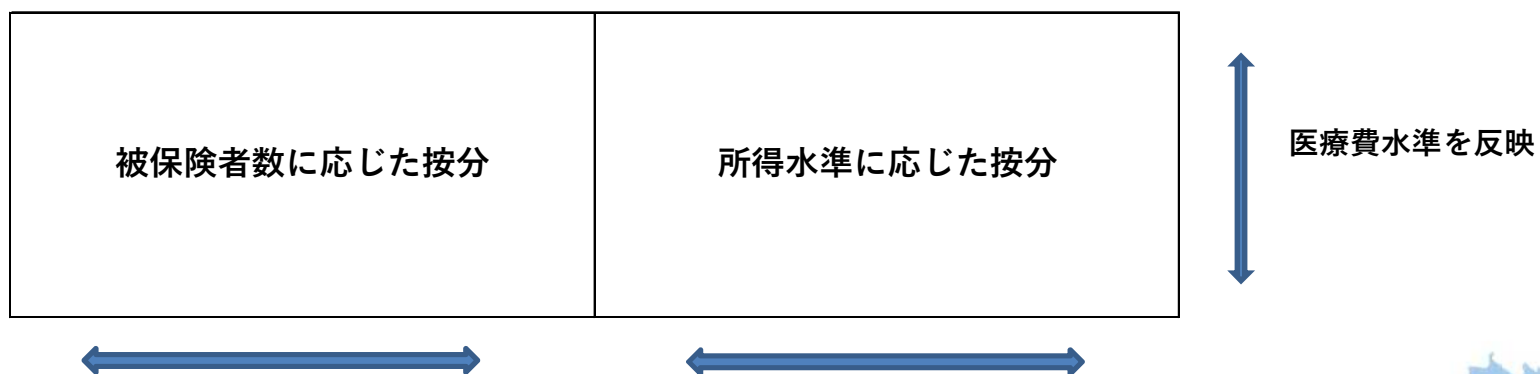
①国保事業費納付金の算定

神奈川県は、医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を**国保事業費納付金**として市町村ごとに算定します。県内各市町村は決定された額を神奈川県に納付します。

国保事業費納付金は被保険者数、所得水準、医療費水準を考慮して決められます。

算定のイメージ図

【国保事業納付金の金額】



②国保事業費納付金の比較

前年度との比較

	令和5年度	令和4年度	前年差	前年比
総額	0	7,192,488,762	—	—
医療分	0	4,801,171,886	—	—
後期支援分	0	1,719,688,441	—	—
介護分	0	671,628,435	—	—

(単位:円)

③ 予算への計上

市国民健康保険事業特別会計当初予算案では、歳出の
国民健康保険事業費納付金に、提示された額を計上します。

科目	4年度当初
総務費	479,441
総務管理費	403,906
一般管理費	401,192
職員給与費	222,063
国民健康保険庶務事業	179,129
国民健康保険団体連合会負担金	2,714
徴収費	74,934
運営協議会費	601
保険給付費	17,779,203
療養費	15,523,317
一般被保険者療養給付費	15,304,913
退職被保険者等療養給付費	150
一般被保険者療養費	168,589
退職被保険者等療養費	100
審査支払手数料	49,565
高額療養費	2,159,654
一般被保険者高額療養費	2,157,587
一般被保険者高額療養費	2,151,548
一般被保険者高額療養費(外來年間合算)	6,039
退職被保険者等高額療養費	400
一般被保険者高額介護合算療養費	1,567
退職被保険者等高額介護合算療養費	100
移送費	300
一般被保険者移送費	250
退職被保険者等移送費	50
出産育児諸費	73,577
出産育児一時金	73,540
審査支払手数料	37
葬祭諸費	20,850
傷高手当金	1,505
国民健康保険事業費納付金	7,192,490
医療給付費分	4,801,172
一般被保険者医療給付費分	4,801,172
退職被保険者等医療給付費分	0
後期高齢者支援金等分	1,719,689
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,719,689
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0
介護納付金分	671,629
介護納付金分	671,629
共同事業拠出金	5
共同事業拠出金	5
保健事業費	270,704
保健事業費	33,202
保健普及費	8,802
病院事業費	24,400
特定健康診査等事業費	237,502
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	221,890
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	15,612
市国民健康保険基金積立金	0
諸支出金	47,203
償還金及び還付加算金	47,200
一般被保険者保険税還付金	45,000
退職被保険者等保険税還付金	280
償還金(保険給付費等交付金償還金)	1,000
一般被保険者保険税還付加算金	900
退職被保険者等保険税還付加算金	20
指定公費負担医療立替金	3
予備費	100
歳出合計	25,769,146



国民健康保険事業費納付金	7,192,490
医療給付費分	4,801,172
一般被保険者医療給付費分	4,801,172
退職被保険者等医療給付費分	0
後期高齢者支援金等分	1,719,689
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,719,689
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0
介護納付金分	671,629
介護納付金分	671,629

令和4年度国民健康保険事業特別会計予算書(歳出部分)

4 標準税率について

①標準保険税率の提示

標準保険税率は、法令で定められた統一の算定ルールに基づき、神奈川県が算定した各市町村が納付金を納めるために必要な理論上の数値です。

令和5年度標準保険税率

	所得割	均等割(円)	平等割(円)
医療分	%	0	0
後期支援分	%	0	0
介護分	%	0	0
合計	%	0	0



『参考』

国民健康保険税は「医療分」、「後期支援分」、「介護分」の3種類の保険税で構成されていますが、さらに、これら1つ1つに、**所得割**・**均等割**・**平等割**の保険税率及び金額が定められており、それらの合計をお支払いいただきます。

所得割・・・前年中の所得に応じた計算

均等割・・・世帯における国保加入者の人数に応じた計算

平等割・・・1世帯あたりの金額

②現行税率との比較

令和4年度税率(現行)

	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	6.69%	25,400	16,840
後期 支援分	2.77%	10,190	6,760
介護分	2.94%	12,010	6,080
合計	12.40%	47,600	29,680

令和5年度標準保険税率

	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	%	0	0
後期 支援分	%	0	0
介護分	%	0	0
合計	%	0	0



令和4年度税率と
令和5年度標準保険税率との差異

	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	—	—	—
後期 支援分	—	—	—
介護分	—	—	—
合計	—	—	—

実際の保険税率は、各市町村が**標準保険税率**を参考に、当該市町村の国民健康保険の加入者の所得、世帯の状況等を総合的に判断した上で決定するため、**標準保険税率**と各市町村が実際に算定する保険税率は、異なります。

③ 税率算定のプロセス

歳入		歳出	
科目	4年度当初	科目	4年度当初
国民健康保険税	5,480,174	総務費	479,441
一般被保険者国民健康保険税	5,479,349	総務管理費	403,906
現年課税分	5,244,228	一般管理費	401,192
医療給付費	3,398,629	職員給与費	222,063
後期高齢者支援金分	1,352,163	国民健康保険庶務事業	179,129
介護納付金分	493,436	国民健康保険団体連合会負担金	2,714
滞納繰越分	230,121	徴収費	74,934
医療給付費	154,147	運営協議会費	601
後期高齢者支援金分	49,808	雑収入	1,178,203
介護納付金分	31,166	雑雑費	15,523,311
退職被保険者等国民健康保険税	825	雑雑費	15,304,913
現年課税分	30	一般被保険者療養給付費	150
医療給付費	10	一般被保険者等療養給付費	168,589
後期高齢者支援金分	10	退職被保険者療養費	100
介護納付金分	10	退職被保険者等療養費	49,565
滞納繰越分	795	審査手数料	2,159,654
医療給付費	524	高額療養費	2,157,587
後期高齢者支援金分	125	一般被保険者高額療養費	2,151,548
介護納付金分	146	一般被保険者等高額療養費	6,039
一部負担金	20	退職被保険者等高額療養費(外來年間合算)	400
使用料及び手数料	15	退職被保険者等高額介護療養費	1,567
手数料	15	退職被保険者等高額介護療養費	100
総務手数料	15	移送費	300
福利厚生費	4	一般被保険者移送費	250
国庫支出金	10	退職被保険者等移送費	50
国庫補助金	10	出産育児諸費	73,577
災害臨時特別補助金	10	出産育児一時金	73,540
県支出金	18,036,431	審査支払手数料	37
県補助金	18,036,431	葬祭諸費	20,850
保険給付費等交付金	17,653,106	傷病手当金	1,501
普通交付金	96,554	国民健康保険事業留付金	7,152,450
特別交付金(保険者努力支援分)	80,185	医療給付費分	4,801,172
特別交付金(特別困難対応)	137,001	一般被保険者医療給付費分	4,801,172
特別交付金(県繰入金)	69,585	退職被保険者等医療給付費分	0
特別交付金(特定健康診査等負担金)	4	後期高齢者支援金等分	9,689
繰入金	2,048,033	一般被保険者後期高齢者支援金等分	589
他会計繰入金	2,015,033	退職被保険者等後期高齢者支援金等分	1
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	768,483	介護納付金分	671,621
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	458,876	介護納付金分	671,621
職員給与等繰入金	479,441	六四半末繰入金	5
出産育児一時金等繰入金	49,026	共同事業拠出金	5
国保財政安定化支援事業繰入金	67,207	保健事業費	270,704
その他一般会計繰入金	192,000	保健事業費	33,202
市国民健康保険事業繰入金	33,000	保健普及費	8,802
繰越金	147,000	病院事業費	24,400
繰入金	57,463	特定健康診査等事業費	237,502
延滞金、加算金及び過料	25,030	国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	221,890
一般被保険者延滞金	25,000	国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	15,612
退職被保険者等延滞金	10	市国民健康保険基金積立金	
一般被保険者加算金	10	諸支出金	47,203
退職被保険者等加算金	10	償還金及び還付加算金	47,200
雑収入	32,433	一般被保険者保険税還付金	45,000
一般被保険者第三者納付金	21,166	退職被保険者等保険税還付金	280
退職被保険者等第三者納付金	10	償還金(保険給付費等交付金償還金)	900
一般被保険者返納金	11,252	一般被保険者保険税還付加算金	20
現年分	11,242	退職被保険者等保険税還付加算金	3
滞納繰越分	10	指定公費負担医療立替金	100
退職被保険者等返納金	2	予備費	100
現年分	1		
滞納繰越分	1		
退職被保険者等返納金	0		
指定公費負担医療立替交付金	3		
歳入合計	25,769,146	歳出合計	25,769,146

療養の給付に要する費用、納付金、事務費等の見込額

①+②+③+④+⑤

国・県補助金、諸収入等の見込額

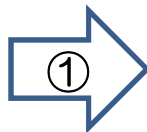
⑥+⑦+⑧

必要な税総額

令和4年度国民健康保険事業特別会計予算書

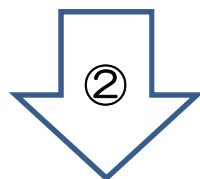
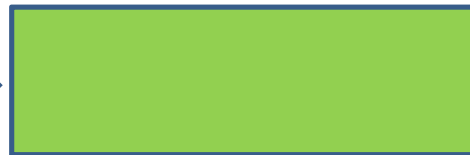


先に必要な税総額を決定



歳入

歳出



税総額を満たすため、神奈川県から示された標準保険税率を参考に

見込額

見込額

加入者の所得
世帯の状況
収納率

などを総合的に判断した上で税率を決定します。

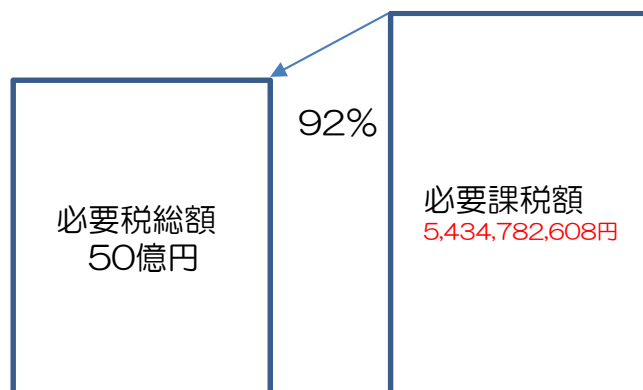


④ 収納率の課税額への影響

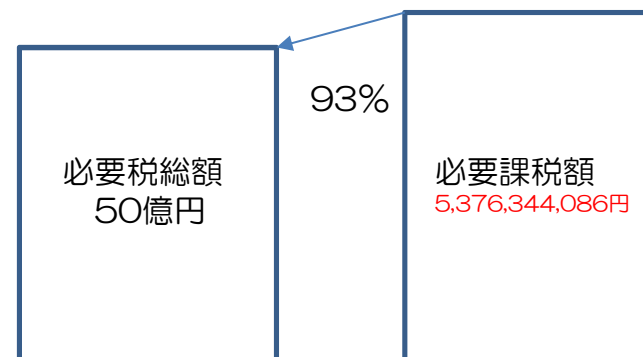
税率の上昇を抑制するため、収納率の向上は重要です。
過去3年間の実績から、どのくらい収納できるかを算定しています。

【例】

50億円が必要税総額となった場合



収納率が92%の時は、必要な課税額は
 $5,000,000,000 \div 0.92 = 5,434,782,608$



収納率が93%の時は、必要な課税額は
 $5,000,000,000 \div 0.93 = 5,376,344,086$

$5,434,782,608円 - 5,376,344,086円 = 58,438,522円$
収納率が1%上がると約5,800万円分、課税額を抑えることができるため、
税率の上昇を抑えることができます。

⑤国民健康保険税の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療分	所得割	6.39%	5.79%	5.95%	6.25%	6.41%	6.69%
	均等割	27,120円	24,010円	25,330円	25,620円	25,290円	25,400円
	平等割	24,240円	19,450円	19,090円	17,160円	17,490円	16,840円
後期 支援分	所得割	1.33%	2.08%	2.23%	2.39%	2.5%	2.77%
	均等割	5,880円	9,080円	9,380円	9,650円	9,560円	10,190円
	平等割	5,160円	7,360円	7,080円	6,470円	6,620円	6,760円
介護分	所得割	1.7%	2.11%	2.39%	2.37%	2.6%	2.94%
	均等割	9,360円	11,550円	12,380円	12,240円	11,740円	12,010円
	平等割	6,120円	6,170円	6,100円	6,110円	6,000円	6,080円

⑥ 応能割と応益割

応能割 — 各人の負担能力に応じて賦課するもの（所得割）

応益割 — 被保険者の人数や世帯に対して賦課するもの（均等割・平等割）

令和4年度の税率

		医療分	後期 支援分	介護分 (40歳~64歳)
応能割	所得割額 (3年中の総所得金額等－基礎控除 43万円) × 税率	6.69%	2.77%	2.94%
応益割	均等割額 (被保険者1人につき)	25,400円	10,190円	12,010円
	平等割額 (1世帯につき)	16,840円	6,760円	6,080円
	課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円

平成29年度（制度改革前）から令和4年度まで、
 応能割（所得割）を引き上げることで、所得が多い方への負担を
 お願いし、所得が低い世帯に配慮して税率改定を行ってきました。

年度	平29	平30	令元	令2	令3	令4
応能割:応益割	50:50	52:48	53:47	53.11: 46.89	54:46	54.5: 45.5

実際の税率の動きとしては

	平成29年度		令和4年度	差
応能割(所得割)	9.42%	➔	12.4%	+2.98%
応益割(均等割+平等割)	77,880円		77,280円	-600円

⑦法定外繰入金の削減

歳入	
科目	4年度当初
国民健康保険税	5,480,174
一般被保険者国民健康保険税	5,479,349
現年課税分	5,244,228
医療給付費	3,398,629
後期高齢者支援金分	1,352,163
介護納付金分	493,436
滞納繰越分	235,121
医療給付費	154,147
後期高齢者支援金分	49,808
介護納付金分	31,166
退職被保険者等国民健康保険税	825
現年課税分	30
医療給付費	10
後期高齢者支援金分	10
介護納付金分	10
滞納繰越分	795
医療給付費	524
後期高齢者支援金分	125
介護納付金分	146
一部負担金	20
使用料及び手数料	15
手数料	15
総務手数料	15
証明書発行手数料	15
国庫支出金	10
国庫補助金	10
災害臨時特例補助金	10
県支出金	18,036,431
県補助金	18,036,431
保険給付費等交付金	18,036,431
普通交付金	17,653,106
特別交付金(保険者努力支援分)	96,554
特別交付金(特別調整交付金(市町村分))	80,185
特別交付金(繰入金(2号分))	137,001
特別交付金(特定健康診査等負担金)	69,585
繰入金	2,048,033
他会計繰入金	2,015,033
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	768,483
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	458,876
職員給与等繰入金	479,441
出産育児一時金等繰入金	49,026
国保財政安定化支援事業繰入金	67,207
その他一般会計繰入金	152,000
市国民健康保険基金繰入金	33,000
繰越金	147,000
諸収入	57,463
延滞金、加算金及び過料	25,030
一般被保険者延滞金	25,000
退職被保険者等延滞金	10
一般被保険者加算金	10
退職被保険者等加算金	10
雑入	32,433
一般被保険者第三者納付金	21,166
退職被保険者等第三者納付金	10
一般被保険者返納金	11,252
現年分	11,242
滞納繰越分	10
退職被保険者等返納金	2
現年分	1
滞納繰越分	1
退職被保険者事業費納付金返還金	0
指定公費負担医療立替交付金	3
歳入合計	25,769,146

その他一般会計繰入金

現在の内訳は、

- ①保険税の減免額に充てる額
- ②市単独の医療費助成実施に伴う受診増加相当額

となっておりますが、令和元年度までは、決算補填目的のための金額も計上されておりました。



一般会計からの繰入金は、国保に加入していない市民も負担していることから、決算補填目的の繰入については、県の運営方針でも解消が求められています。

令和4年度国民健康保険事業特別会計予算書

平成30年の国保制度改革以降、本市では、保険者努力支援制度の活用による交付金の獲得、収納率の向上、**税率の改定**などの取り組みにより、国保財政の健全化を図りました。

その結果、決算補填目的の繰入金は、令和2年度をもって解消されました。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算補填額	740,219,478	307,110,000	84,271,000	0	0
減免額	3,587,924	2,687,600	3,418,000	3,500,000	3,500,000
受診増加相当額	244,199,765	182,031,400	181,549,000	188,500,000	188,500,000
一般会計繰入金 (合計)	988,007,167	491,829,000	269,238,000	192,000,000	192,000,000

(単位:円)


⑧国民健康保険税の計算方法

加入者 湘南次郎さん（ 41歳・世帯主・営業所得350万円 ）
花子さん（ 38歳・妻・給与所得48万円 ）
三郎さん（ 17歳・子・所得0円 ）

医療分	計算式等	算出額
(A) 所得割額	次郎: $(3,500,000\text{円} - \text{基礎控除}430,000\text{円}) \times 6.69\%$	205,383円
	花子: $(480,000\text{円} - \text{基礎控除}430,000\text{円}) \times 6.69\%$	3,345円
	三郎: 所得0円につき、所得割額0円	0円
(B) 均等割額	25,400円 × 3人	76,200円
(C) 平等割額	16,840円 (1世帯あたり)	16,840円
医療分計		301,768円

後期支援分	計算式等	算出額
(A) 所得割額	次郎: $(3,500,000\text{円} - \text{基礎控除}430,000\text{円}) \times 2.77\%$	85,039円
	花子: $(480,000\text{円} - \text{基礎控除}430,000\text{円}) \times 2.77\%$	1,385円
	三郎: 所得0円につき、所得割額0円	0円
(B) 均等割額	10,190円 × 3人	30,570円
(C) 平等割額	6,760円(1世帯あたり)	6,760円
後期分計		123,754円

介護分	計算式等	算出額
(A) 所得割額	次郎: $(3,500,000\text{円} - \text{基礎控除}430,000\text{円}) \times 2.94\%$	90,258円
(B) 均等割額	12,010円 × 1人	12,010円
(C) 平等割額	6,080円(1世帯あたり)	6,080円
介護分計		108,348円



令和5年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算編成の基礎の一つとなる、仮係数に基づいた
国保事業費納付金
標準保険税率
が神奈川県から示されました。



仮係数に基づいた国保事業費納付金・標準保険税率を基に、保険税率などを決定し、令和5年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案を編成します。



次回の国民健康保険運営協議会で当初予算案を説明し、保険税率について了承いただきます。

第2回平塚市国民健康保険運営協議会に御出席
いただきありがとうございました。

次回、第3回平塚市国民健康保険運営協議会は、
令和5年1月19日（木） 14:00 から
場所は、平塚市役所本館 410会議室 で開催予定です。



平塚市長 落合 克宏 様

平塚市国民健康保険運営協議会
会 長 古城 隆雄

平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例
～出産育児一時金の支給額の改定～について(建議)(案)

現在、国において出産育児一時金の増額について議論が行われていますが、国民健康保険における出産育児一時金については国民健康保険法第58条第1項の規定により条例で定めることになっており、健康保険法施行令の一部改正があった場合は、本市国民健康保険条例も改正する必要があります。しかし、現時点で国からは具体的な改正時期等、詳細な情報が示されていません。

本来であれば、市長から国民健康保険条例の一部改正についての諮問を受けた後、審議し、答申を行うべきところですが、令和5年4月からの施行となる場合、当該条例の一部改正の準備が困難な状況にあることから、本市国民健康保険加入者の利益保護を優先的に考え、本会は出産育児一時金の支給額の見直し等について次のとおり要望します。

記

出産育児一時金の支給額について、健康保険法施行令の一部改正が行われたときには、健康保険法施行令と本市国民健康保険条例に齟齬が生ずることのないよう遅滞なく適切な措置を講ずること。

以 上

(参考) 関係法令抜粋

○国民健康保険法

第五十八条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

○平塚市国民健康保険条例

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、当該被保険者の出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、42万円を支給する。

○健康保険法

(出産育児一時金)

第一百条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

○健康保険法施行令

(出産育児一時金の金額)

第三十六条 法第一百条の政令で定める金額は、四十万八千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、四十万八千円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。))に係る事故(厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。)のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺ひにかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ。)が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。
- 二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

○健康保険法施行規則

第八十六条 ～省略～

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準）

第八十六条の二 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した時点における在胎週数が二十八週以上であることとする。

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由）

第八十六条の三 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 天災、事変その他の非常事態
- 二 出産した者の故意又は重大な過失

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態）

第八十六条の四 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件）

第八十六条の五 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によって発生した場合であって、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものであることとする。

（令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置）

第八十六条の六 令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとする。

平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
～ 出産育児一時金の支給額の改定について ～

1 改正の要旨

健康保険法施行令の一部改正にあわせて、平塚市国民健康保険条例第5条に規定する産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額を「40万8,000円」から「●●円」に改定するものです。

出産育児一時金の支給額

	産科医療補償制度の対象外分娩	掛け金	産科医療補償制度の対象分娩
現 行	40万8,000円	1万2,000円	42万円
改 正 後	●●円	●●円	●●円

※ 産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設され、平成21年1月1日施行されました。

2 改正の理由

令和●年●月●日付け事務連絡にて、令和●年●月以降の出産育児一時金について、現行の42万円から●●万円とする旨の通知がありました。

健康保険法の対象となる全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽや健康保険組合等の出産育児一時金につきましては、同法施行令の改正が予定されていますが、国民健康保険では、出産育児一時金について国民健康保険法第58条第1項の規定により条例で定めることになっていますので、同様の改定を行うため平塚市国民健康保険条例の規定を整備するものです。

3 施行日

令和●年●月●日

4 新旧対照表

別紙のとおり

平塚市国民健康保険条例の一部改正に伴う新旧対照表

_____ 改正部分

現行	改正案	改正要旨
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、当該被保険者の出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、42万円を支給する。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>●●円</u>を支給する。ただし、当該被保険者の出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>●●円</u>を支給する。</p>	<p>健康保険法施行令の一部改正に伴い、産科医療補償制度の対象とならない分娩に係る出産育児一時金の支給額を改正する。</p>